

再審の請求について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定による。

再審の請求について

平成23年6月9日に東京都市公平委員会に不利益処分に関する審査請求がされた平成23年（不）第11号事件について、平成26年11月26日に行われた判定に不服があるので、次のとおり東京都市公平委員会に再審の請求をする。

1 再審の方法

弁護士を代理人とする再審の請求

2 再審の相手方

元立川市職員 A（以下「元職員」という。）

3 事件の概要

元職員は、平成17年12月から平成20年3月末までの間、担当していた共済会業務のうち育児休業者等からの集金業務、預り金の支払業務、生命保険事務手数料の収入業務、共済会行事の個人参加費の収入業務、団体定期保険業務、共済会の予算・決算業務等において不適切な処理・管理を行い、6,162,605円の不明金を発生させ、そのうち1,575,630円を私的流用した行為が法令の遵守及び信用失墜の禁止を定めた地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当することを理由に市が元職員を懲戒免職処分をしたことについて、東京都市公平委員会に懲戒免職処分の取消しを求めて審査請求したものである。

4 判定の内容

市が平成23年5月20日付けで行った元職員に対する懲戒免職処分を停職6月の懲戒処分に修正する。

5 再審の請求の趣旨

審査請求に対して元職員の懲戒免職処分を停職6月の懲戒処分に修正するとした判定を取り消す。